

# 令和6年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）議事次第

日 時：令和6年4月16日（火）  
午後3時から午後5時まで

会 場：東京都庁第二本庁舎31階  
特別会議室27

1 開 会

2 委員紹介

3 事務局職員紹介

4 会長、副会長選出

5 会議運営決定

6 教育委員会挨拶

指 導 部 長

7 議 事

(1) 諒 問

- ① 教科書の採択方針について
- ② 教科書調査研究資料について
- ③ 令和7年度使用教科書採択（都立小学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

(2) 採択の制度について

管 理 課 長

(3) 審 議

「教科書の採択方針について」

(4) 答 申

8 事務連絡

管 理 課 長

9 教育委員会挨拶

指 導 部 長

10 閉 会

## 《参考》審議会開催予定

東京都教科用図書選定審議会（第2回） 令和6年6月11日（火）午後  
東京都教科用図書選定審議会（第3回） 令和6年7月 4日（木）午後

## 東京都教科用図書選定審議会委員名簿

(五十音順 敬称略)

荒 井 友 香	武藏野市教育委員会指導課長
池 庄 司 好 美	文京区立第十中学校主幹教諭
池 谷 光 二	武藏村山市教育委員会教育長
小 野 田 由 夏	東京都特別支援学校 P T A 連合会会長
風 間 由 紀 子	東京都公立中学校 P T A 協議会派遣理事
勝 嶋 憲 子	都立富士高等学校附属中学校長 (統括校長)
金 子 智 雄	豊島区教育委員会教育長
清 野 正	渋谷区立渋谷本町学園統括校長
小 池 已 世	都立北特別支援学校長 (統括校長)
佐 藤 浩	日本体育大学教授
執 行 純 子	大田区立入新井第一小学校長
田 中 晴 恵	昭島市教育委員会統括指導主事
中 西 郁	十文字学園女子大学教授
袴 田 紗 依 子	都教育庁都立学校教育部特別支援教育課長
比 嘉 竜 也	都立三鷹中等教育学校主幹教諭
平 原 保	府中市教育委員会委員
細 田 真 司	大田区教育委員会指導課長
武 藤 道 郎	芝中学高等学校長
矢 野 祐 子	都立墨東特別支援学校指導教諭
山 口 真 佐 子	桜美林大学特任教授

東京都教科用図書選定審議会（第1回） 東京都教育庁事務局職員名簿

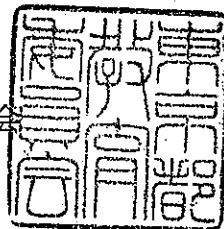
職名	名前
指導部長	山田道人
管理課長	荒木進太郎
義務教育指導課長	坂本教喜
特別支援教育指導課長	中村大介
高等学校教育指導課長	市村裕子



6教指管第55号  
令和6年4月16日

東京都教科用図書選定審議会長 殿

東京都教育委員会



## 諮詢

東京都教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第10条及び第13条第2項の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長が行う教科書の採択についての指導、助言又は援助を行っている。

については、無償措置法第11条及び同法施行令第8条の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会等が行う教科書採択について指導、助言又は援助を行うため、下記の事項について諮詢する。

## 記

### 1 教科書の採択方針について

#### （理 由）

教科書の採択に当たって、採択権者が留意しなければならない事項等について、検討を行う必要がある。

### 2 教科書調査研究資料について

#### （理 由）

東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料が、採択のための資料及び他の採択権者に対する指導、助言又は援助のための資料として適切であるかどうか検討する必要がある。

### 3 令和7年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

#### （理 由）

都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に当たっては、あらかじめ東京都教科用図書選定審議会の意見をきく必要がある。

# 東京都における教科書制度 (義務教育諸学校)

令和6年4月  
東京都教育委員会

# 概 要

- 教科書とは
- 採択とは、採択の仕組み
- 東京都教育委員会の役割
- 東京都教科用図書選定審議会
- 採択等のスケジュール
- 令和6年度に行うべきこと
- 学習者用デジタル教科書
- その他

# 1 教科書の定義・種類

学校において、教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童・生徒用図書であり、次にあたるもの。

## (1) 文部科学省検定済教科書

文部科学省の検定を経て発行される教科書

## (2) 文部科学省著作教科書

文部科学省が教科書の著作・編集を行った上で発行される教科書

(例) 高校の農業、工業、看護、特別支援学校用 等

## (3) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書(一般図書)～附則9条本

高等学校、特別支援学校・学級において、文部科学省検定済教科書がない場合など特別な場合には、一般図書(市販の図書、点字図書、拡大図書)を教科書として使用することができる。

(例) 絵本、フランス語の図書 等

# 2 教科書の採択

## (1)採択とは

学校で使用する教科書を決定すること（採択行為は毎年度実施）

- ・種目ごとに1種の教科書を決定する。

（例）「国語」 ⇒ A者の教科書 「算数」 ⇒ B者の教科書

- ・義務教育諸学校の教科書は、4年間は毎年度同一の教科書を採択する。

※一般図書(附則9条本)は特段の規定なし。

## (2)採択の権限(採択権者)

- ・都立学校 : 都教育委員会
- ・区市町村立学校 : 各区市町村教育委員会
- ・国私立学校 : 各校長

## (3)採択の単位

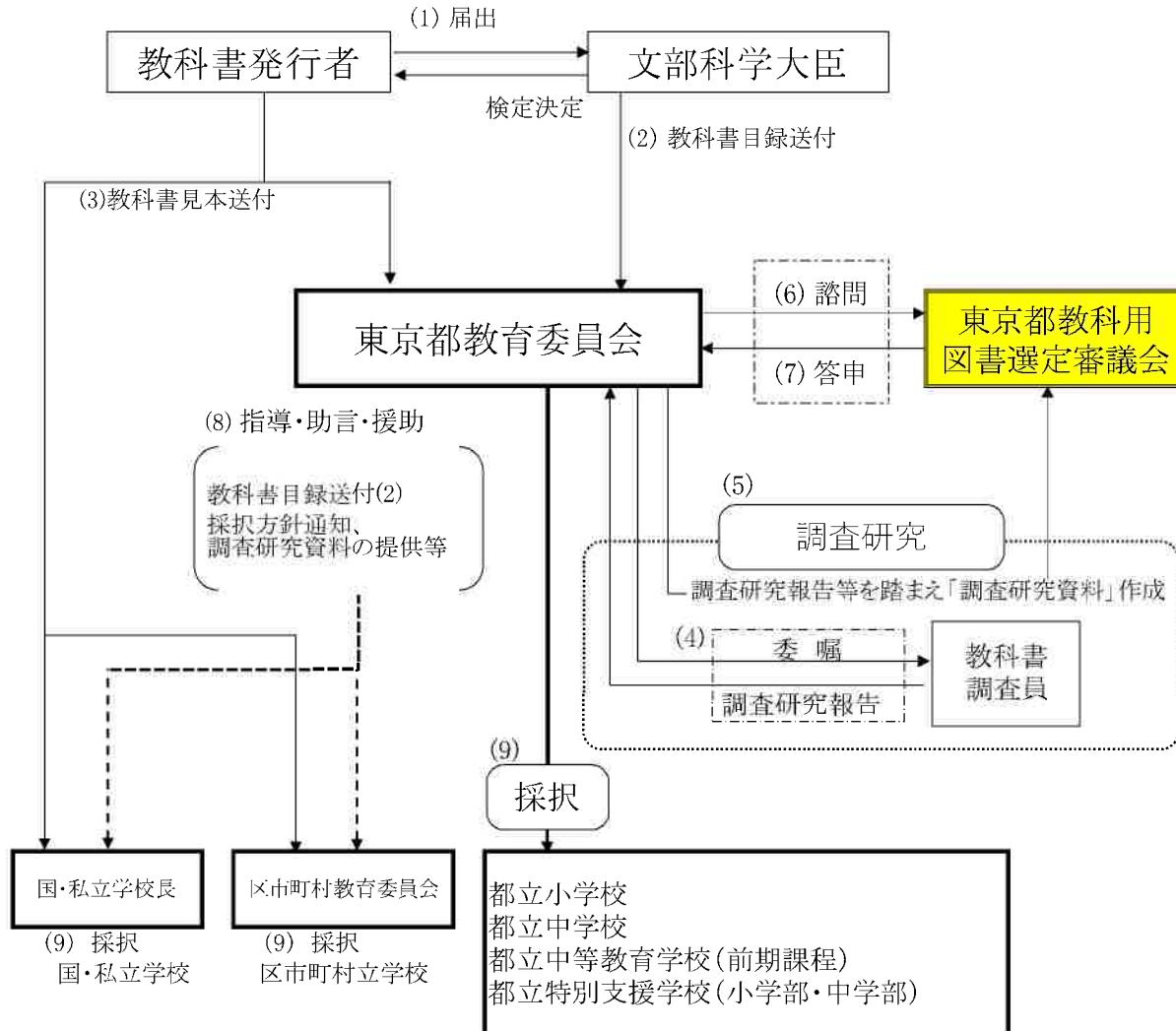
- ・区市町村立学校 : 区市町村ごと
- ・都立特別支援学校(小・中学部) : 障害種別ごと (視覚、聴覚、肢体不自由・病弱)
- ・都立小学校・中学校・中等教育学校(前期課程)、国私立学校: 学校ごと

## (4)採択の時期

- ・教科書を使用する年度の前年度の8月31日までに採択する。

- ・9月1日以降、採択した教科書が発行されなくなった場合等、新たに採択する必要が生じたときは速やかに採択替えを行う。

### 3 採択の仕組み(義務教育諸学校)



# 4 都教育委員会の役割(義務教育諸学校)

- (1) 都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択の適正な実施を図るため、東京都教科用図書選定審議会の意見をきいて、採択方針を定め、教科書の調査研究を計画・実施し、自ら採択を行う。
- (2) 都内の区市町村教育委員会や国私立学校が行う教科書採択に関する事務について、東京都教科用図書選定審議会の意見をきいて、採択方針や調査研究などの適切な指導、助言又は援助を行う。
- (3) 都の区域について、区市町村の区域又はこれらの区域をあわせた地域に教科書採択地区を設定する。
- ・都内の採択地区は 54(一部の町村を除き、区市単位の単独採択地区)
  - ・西多摩地区、大島地区、三宅地区、八丈地区の4地区は、複数の町村から構成される共同採択地区

# 5 東京都教科用図書選定審議会

## (1) 性格

義務教育諸学校で使用する教科書の採択について、諮問に応じて調査審議等を行う、都教育委員会の附属機関

## (2) 委員の構成

20名(学校関係者7名、教育委員会関係者7名、学識経験者4名、保護者代表2名)

## (3) 設置期間

毎年度 4月1日から8月31日まで

## (4) 所掌事務

- ・都教育委員会の行う採択方針の作成、調査研究資料の作成、その他指導・助言・援助に関する重要事項
- ・都の設置する義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関する事項

## (5) 令和5年度の開催実績

- ・第1回 4月21日 教科書の採択方針について
- ・第2回 6月 5日 教科書調査研究資料について
- ・第3回 6月29日 教科書調査研究資料及び教科書採択資料について

# 6 採択替え・調査研究の年度

小学校・中学校用教科書は、法令に基づき、原則として4年ごとに採択替えを行う。その際、調査研究を実施している。

一般図書は、毎年度採択替えを行うことができる。表中では、調査研究を実施する年度を示している。

※太線以降は、新学習指導要領の教育課程実施に伴う教科書

※( )書きは、採択替えの年度であるが、文部科学省の検定に新たに合格した教科書がなかったもの

(◎:検定 ●:調査研究・採択 ○:使用開始)

年度(西暦)		H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
学校種別等											
小学校	検定	◎				◎				◎	
	調査研究・採択	(●)	●				●				●
	使用開始	○(道徳)	(○)	○			○				
都立小学校 (R4年度開校)	調査研究・採択				●		●		●(家庭)		
	使用開始					○		○		○(家庭)	
中学校	検定	(◎)	◎	◎(歴史)			◎				
	調査研究・採択	●(道徳)	(●)	●	●(歴史)			●			
	使用開始		○(道徳)	(○)	○	○(歴史)			○		
一般図書	調査研究・採択		●	●	●	●			●	●	
		2年度使用	3~4年度使用	追補版	5~7年度使用			8年度使用	9~11年度使用		

# 7 令和6年度に行うべきこと(概要)

## 1 中学校用教科書について

令和5年度末に検定合格した中学校用教科書の調査研究

## 2 都立の義務教育諸学校で使用する教科書について

(1) 都立小学校・都立中学校・都立中等教育学校(前期課程)で使用する教科書の採択に関するこ

(2) 都立特別支援学校(小・中学部)で使用する教科書の採択に関するこ

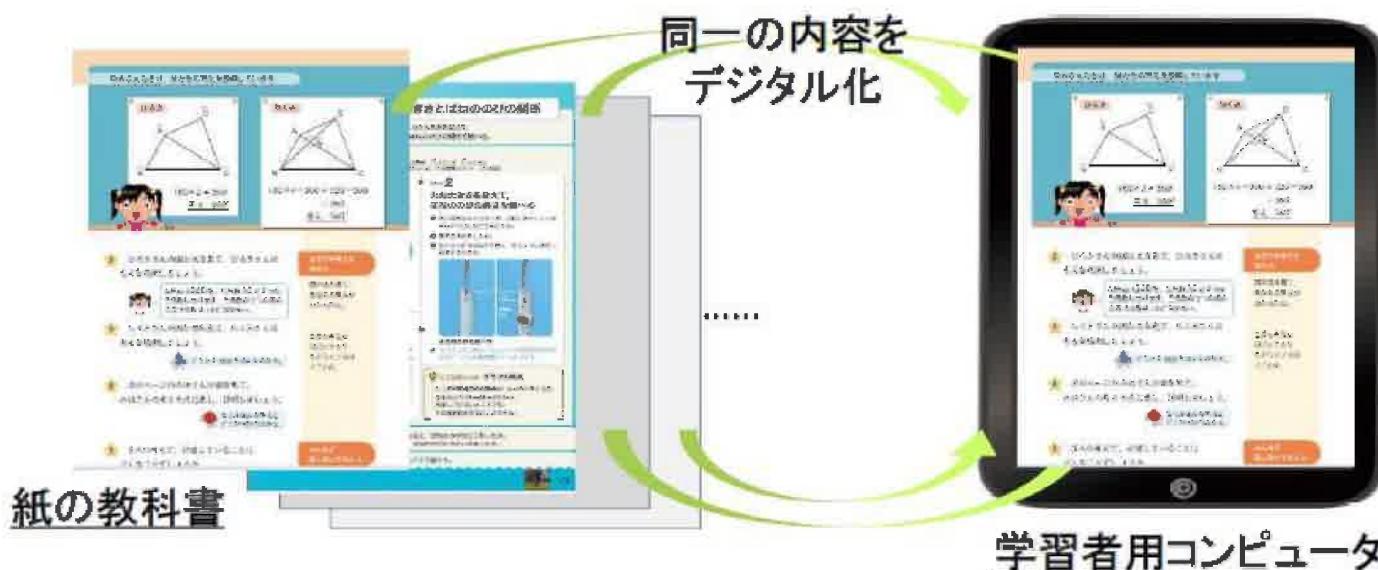
※ **都立中学校・都立中等教育学校(前期課程)・都立特別支援学校(中学部)**  
は、採択替え

都立小学校・都立特別支援学校(小学部)は、令和7年度使用教科書と同じ教科書を採択

# 8 学習者用デジタル教科書

## 1. デジタル教科書とは

- ・紙の教科書の内容の全部をそのまま記録した電磁的記録  
※文部科学省の教科書検定を経た紙の教科書の内容と同一のもの
- ・紙の教科書に代えて、デジタル教科書を使用することが可能  
(デジタル教科書は無償給与の対象外)  
(学校教育法第34条第2項、同法施行規則第56条の5第1項)



※画像は文部科学省ホームページより

## 2. デジタル教科書ならではの特性として期待される点（メリットの例）

- ・ペア学習やグループ学習の際、デジタル教科書に書き込んだ内容を見せ合うことで、効果的に対話的学びを行うことができる。
- ・拡大表示機能で目を近づけなくても細かい箇所まで見ることができる。
- ・機会音声読み上げ機能により、読み書きが困難な児童生徒の学習を容易にすることができます。
- ・デジタル教材との連携がしやすく、動画や音声等を併せて使用することにより、学びの幅を広げたり、内容を深めたりすることが容易になる。

（「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議第一次報告」（令和3年6月）より）

### ○デジタル教材と連携した使用（例）

国語

本文を自由に切り取り  
試行錯誤

算数

立体図形の展開／回転

外国語活動

発音を音声認識して  
自動チェック

理科

理解を促進するための音声・動画

社会

※画像は文部科学省ホームページより

### 3. デジタル教科書に関する国の動向

#### ①令和 6 年度からのデジタル教科書の導入

##### ●教科・学年を絞って**令和 6 年度から段階的に導入**

- ・令和 6 年度から、**小学校 5 年生～中学校 3 年生**を対象に「英語」を導入
- ・その次に現場ニーズの高い「算数・数学」を導入する方向

##### ●紙の教科書とデジタル教科書は、**ハイブリッドに活用**

- ・児童生徒の特性や学習内容等に応じて、紙とデジタルを適切に組み合わせて活用

#### ②国による学習者用デジタル教科書の提供

令和 3 年度より、小・中学校等を対象とし、実証事業としてデジタル教科書を提供し普及促進を実施  
令和 6 年度より、本格導入

【対象校種・学年】  
国・公・私立の小学校 5・6 年生、中学校全学年  
(義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校 (小・中学部を含む。))

＜令和 3 年度＞

- ・1 教科  
約4割の学校を対象

＜令和 4 年度＞

- ・英語  
全校を対象
- ・英語以外の 1 教科  
約8割の学校を対象

＜令和 5 年度＞

- ・英語  
全校を対象
- ・算数・数学  
約5割の学校を対象

＜令和 6 年度＞

- ・英語  
全校を対象
- ・算数・数学  
約5割の学校を対象

## 4. 採択に関する学習者用デジタル教科書の考慮

※文部科学省通知

「令和7年度使用教科書の採択事務処理について」  
(令和6年3月29日付 5初教科第34号) より

- 教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本
- 一方で、令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書を紙の教科書と併せて（文部科学省が）提供する予定であり、  
**令和6年度の中学校英語の教科書採択については、中学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一項目とすることができる。**

※5月上旬頃、デジタル教科書の一部を見本として文部科学省から提供予定

## ■ 法令

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ・ 学校教育法、同施行令
- ・ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同施行令
- ・ 教科書の発行に関する臨時措置法
- ・ 都教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例、同審議会規則

# 「東京都教育ビジョン（第5次）」の策定について

## 1 「東京都教育ビジョン」の位置付け

- 「東京都教育ビジョン（第5次）」は、国が定めた「第4期教育振興基本計画」を参照し、**東京都教育委員会が定める施策展開の基本的な方針**（計画期間：令和6年度～令和10年度）
  - 東京都知事が定めた「**東京都教育施策大綱**（令和3年3月）」と基本的な方針を共有し、より実行力のある施策展開へ
- 今後5年間の施策展開の方向性を示した、全ての教育関係者の「羅針盤」**

## 3 「未来の東京」に生きる子供の姿、東京の目指す教育

学校、家庭、地域、区市町村、  
関係機関等が連携して、  
「誰一人取り残さず、すべての  
子供が将来への希望を持って  
自ら伸び、育つ教育」を推進  
することにより、  
「未来の東京に生きる子供の姿」  
を実現

※ 東京都教育施策大綱  
(令和3年3月) と同一



## 2 策定の背景

- 人口減少による労働力不足、日本の国際競争力の低下が懸念、国際社会の中で**未来を切り拓く「人」の育成が急務**
- 外国人口や障害者雇用数等が増加傾向、多様な人々が社会に参加・貢献できるような**共生社会の実現が不可欠**
- 教育の質を向上させるためには、**DXの推進や、優れた教員の確保が一層重要**

## 4 第5次ビジョンの特徴

### ○ 3本の柱を設定

- \* 自ら未来を切り拓く力の育成
- \* 誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実
- \* 子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化

### ○ 12の「基本的な方針」を設定

特に、教育のインクルージョンの推進、困難を抱える子供へのサポートの充実等の内容を強化

### ○ 読みたくなる、使いたくなるビジョン

図やグラフ等を用いて、教育関係者はもとより、子供にとっても分かりやすいものに

## 5 「東京都教育ビジョン（第5次）」の体系

柱	基本的な方針	5か年の施策展開の方向性
1 自ら未来を切り拓く力の育成	1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	①これからの中社会を生きるために必要な基礎的、基本的な知識・技能の確実な習得 ②「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
	2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育	③デジタルトランスフォーメーション（DX）時代を生き抜く人材の育成 ④新たな価値の創造に向けた専門的能力・職業実践力の育成 ⑤科学的に探究する力を伸ばす理数教育の推進
	3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	⑥異なる言語や文化、価値を乗り越え関係を構築する力、新しい価値を創造する力の育成 ⑦豊かな国際感覚を身に付け、世界をけん引していくことができる人材の育成 ⑧我が国の伝統・文化等に立脚した広い視野や多様な人々と協働する力の育成
	4 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育	⑨自分の希望する将来への道がつながっていることを実感できる学びの実現 ⑩SDGsの理念等を踏まえた持続可能な社会づくりに貢献できる人材の育成
	5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	⑪人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育の充実 ⑫他者への思いやりなど、豊かな心を一人ひとりの子供たちに育む教育の推進 ⑬いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育等、健全育成に係る取組の推進
	6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	⑭生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育の推進 ⑮健康で充実した生活を送るための力を育む教育の推進 ⑯危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育の推進
2 教き残誰 育めさ一人 の細な充 かい取 実なり	7 教育のインクルージョンの推進	⑰障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばす教育の充実 ⑱柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、子供たちが尊重し合いながら学ぶ環境の整備
	8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実	⑲様々な困難を抱える児童・生徒への支援の充実 ⑳社会的な自立を支援する学びのセーフティネットの充実
	9 家庭、社会と学校とが連携・協働する教育活動の推進	㉑学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動の推進 ㉒地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動の推進
3 の教學子 力職び供 の員をた 強・支 化学校	10 これからの教育を担う優れた教員の確保・育成	㉓新たな学びを担う優れた教員の養成・確保 ㉔教員一人ひとりのキャリアに応じた資質・能力の向上 ㉕教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職の育成
	11 学校における働き方改革等の推進	㉖教員が心身ともに健康に、やりがいを感じながら、職務に取り組める環境の整備 ㉗教員一人ひとりの健康保持の実現 ㉘公益財団法人東京都教育支援機構（TEPRO）との連携による学校支援の充実
	12 質の高い教育を支える環境の整備	㉙質の高い学校教育を支える環境、施設・設備等の整備 ㉚幅広い年代の都民の学習機会の充実

## 6 普及・啓発に向けて

- 教育関係者以外の方にとっても分かりやすく、学校や自治体等の教育関係者も短時間で要点をつかむことができるよう、ダイジェスト版「よくわかる！教育ビジョン」を作成し、教育施策連絡協議会等、様々な場を捉えて周知するなど、活用を促進

## 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

### 主な施策展開

#### デジタルを活用したこれからの学び

予測困難な時代において、よい変化を起こそうと、自分で課題を設定し振り返り、責任をもって行動する力を身に付けさせるため、**教師が指導観を転換し、授業をデザインする必要があります。**

**子供が自ら学び方を選択し、自立した学習者になることを目指した授業づくりについて研究を進め、都内全公立学校での展開に向け、普及啓発を図ります。**

イラスト：文部科学省「『新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について』最終報告」より



#### 授業改善に資する研究・研修の推進

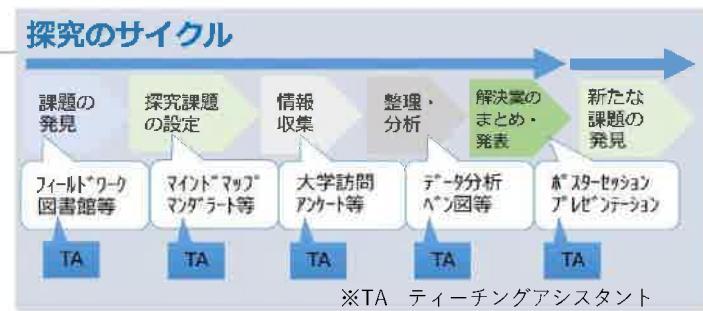
「主体的・対話的で深い学び」を実現するための効果的な指導方法の開発に向け、「個別最適な学びと、協働的な学び」を踏まえた実践的な研究・研修を推進し、その成果を幅広く全都へ発信・普及します。

また、学校に指導主事等を派遣し、**学校が抱えている諸課題の解決に向けた指導・助言**を行い、各学校における研究・研修内容の充実を図ります。

さらに、教員の指導力向上に資するため、**主体的な研究活動等を行っている研究団体を認定し、必要に応じてその活動を支援します。**

#### 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進

「疑問や関心に基づき、自ら課題を見付け、情報を収集し、整理・分析する」「明らかになった考え方や意見などをまとめ、表現し、そこからまた新たな課題を見付け、更なる問題の解決を始める」という**探究的な学習方法を研究・開発し、全ての高等学校へ普及します。**自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成します。



### 指標

- ✓ 全国学力・学習状況調査で、平均正答率が全国平均を上回っている設問、平均正答数以下の児童・生徒の割合の増加
- ✓ 「授業では、自分で考え、自分から取り組んでいる」「話し合い等の活動で、自分の考えを深めたり、広げたりしている」児童・生徒の割合の増加

# 「東京都学校教育情報化推進計画」の策定について

## 第1章 総論

### ◆ 策定背景

- ・予測困難なこれから時代を生きる子供たちには、多様な価値観を尊重し支えあうとともに、社会の変化を柔軟に受け止めて主体的に学び続けることが求められる。
- ・子供たちの意欲を引き出し、主体的に学び続ける力を育むとともに、教育課題の解決を図る教育のデジタルトランスフォーメーションを推進し、学び方、教え方、働き方を改革していくことが必要
- ・子供たちが東京の未来を切り拓き、輝き続けることができるよう、「東京都学校教育情報化推進計画」を策定し、学校教育の情報化を一層加速していく。

### ◆ 計画の位置づけ

「学校教育の情報化の推進に関する法律」(令和元年法律第47号)及び国の計画を踏まえ策定  
また、本計画は「東京都教育ビジョン」の分野別計画とする。

### ◆ 計画期間

令和6年度から令和10年度まで(3年経過後を目途に見直し)

### ◆ 計画の対象

都立学校。一部、区市町村教育委員会や関係機関等との連携に関する示す。

学校教育の情報化を  
通じて目指す姿

すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ  
～デジタルの力を活かして、一人ひとりの力を伸ばしていく～

- 教員の知見とデジタルの力を最適に組み合わせて学び方・教え方を改革  
→「デジタルを活用したからの学び」を研究・推進し、主体的・対話的で深い学びの実現を図る。
- 教員の働き方改革をデジタルの力を活かして推進  
→子供たち一人ひとりに向き合い、きめ細かい指導や支援を充実
- 技術革新や学校の実態を踏まえた、より良いICT環境や推進体制の構築

## 第2章 基本的な方針と施策の方向性

### (1) ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成

#### ① ICTの効果的な活用の推進

- ・実践的な事例等の創出・収集・共有
- ・デジタルの強みを活かした学びの充実 など

#### ② 情報活用能力の育成

- ・情報活用能力の組織的・計画的な育成
- ・教科「情報」の指導体制の充実 など

#### ③ 一人ひとりの状況に応じた学びの充実

- ・不登校や長期入院等の児童・生徒への学びの機会の充実
- ・ICTを活用し、児童・生徒のSOSを早期発見 など

#### ④ 障害のある児童・生徒の教育環境の整備

- ・デジタルを活用した効果的な指導方法等の研究・開発
- ・児童・生徒の学びを支えるシステムや体制の整備

### (2) 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保

#### ① 教職員の資質の向上

- ・学校現場での実践に繋がる研修の計画・実施
- ・デジタルを活用した学びを研究、普及・啓発
- ・実践的な事例等の創出・収集・共有

#### ② 教育データやデジタル教材の活用、教育DXの推進

- ・教育ダッシュボードの活用
- ・生成AIなど、新たな技術を取り込んだ教育 など

#### ③ 人材の確保等

- ・民間のICT専門家や地域人材の活用
- ・デジタルサポーター等の確保・専門性等の向上 など

### (3) ICTを活用するための環境の整備

#### ① 学校におけるICTの活用のための環境の整備

- ・日常的なICT活用を支える環境整備
- ・GIGA端末など区市町村のデジタル環境整備支援
- ・非常時への備え など

#### ② 個人情報の保護・サイバーセキュリティ対策等

- ・フィルタリングや利用ルールを設定
- ・全教職員にサイバーセキュリティ研修を実施 など

### (4) 校務の改善とICT推進体制の整備

#### ① 情報化による校務効率化

- ・紙の書類を中心とした業務のデジタル化を推進
- ・システム間のデータ連携等の検討 など

#### ② 学習の継続的な支援等のための体制の整備

- ・学校のICT活用状況の変化を踏まえた支援体制の整備
- ・区市町との連携

### (5) 指標

#### 説明資料

#### デジタルを活用したこれからの学び

- ・「デジタルを活用したこれからの学び」を実現する授業の姿
- ・子供たちの変化
- ・育成を目指す資質・能力、授業で求められること
- ・「デジタルを活用したこれからの学び」のポイント  
　　学びのプロセス／思考のスキル／デジタル活用
- ・授業の姿の転換

## 別添

- ・「東京都学校教育情報化推進計画(案)に対する都民への意見募集」の結果について

### (3) 学校教育の情報化を通じてを目指す姿

第1章 総論

#### デジタルを活用したこれからの学び

都教育委員会は、子供たち一人ひとりの力を伸ばしていくことを目指し、デジタルの力を活かして主体的・対話的で深い学びの実現を図るため「デジタルを活用したこれからの学び」を研究・推進していきます。

「デジタルを活用したこれからの学び」とは、新たな時代に対応した、これまでと大きく異なる授業の姿です。

この基となるものは、令和3年の中教育審議会答申の中で提唱された、「個別最適な学び<sup>※7</sup>と協働的な学び<sup>※8</sup>の一体的な充実」として示された考え方です。ICTの積極的な活用や情報活用能力(次頁参照)の育成を重視している学習指導要領の趣旨や答申の考え方を踏まえ、目指すべき新しい時代の授業の姿として、「デジタルを活用したこれからの学び」に取り組み、全ての子供たちの可能性を引き出していくます。

「デジタルを活用したこれからの学び」の詳細は、説明資料(34ページ)を参照ください。

※7 個別最適な学びとは、指導の個別化と学習の個性化に整理されています。

「指導の個別化」

一人ひとりの個性や学習状況に合わせて、指導方法や教材、学習時間などを柔軟に設定すること

「学習の個性化」

一人ひとりの興味・関心等に応じて、目標に向けて学習を深め、広げていく中で、子供自身が自分に合った学びを進められるようにすること

このような学びを進め、子供自身が学習を自分で調整しながら進められるよう指導することが求められています。

※8 協働的な学びについては、次のように整理されています。

探究的な学習や体験活動などを通じて、友達同士や地域の方々をはじめ多様な他者と協働していく学び

(ICTの活用により、自分のペースを大事にしながら共同で作成・編集等を行う活動や、多様な意見を共有しつつ合意形成を図る活動など)

参考:「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」(令和3年3月文部科学省)

＜参考資料＞－ 1

令和5年度の採択方針（答申）

令和5年4月21日

東京都教育委員会 殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 樋口 豊 隆

### 教科書の採択方針について（答申）

令和5年4月21日付けて諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について、下記のとおり答申します。

記

#### 1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、令和6年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するよう指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

#### 2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

##### (1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

##### (2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）

及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

### （3）都立の義務教育諸学校で使用する教科書

#### ア 都立小学校で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立小学校で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、小中高一貫教育の特色及び学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立小学校の英語の採択に当たって、小学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることも配慮して調査研究すること。

#### イ 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

#### ウ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立特別支援学校小学部の英語の採択に当たって、小学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることも配慮して調査研究すること。

### （4）学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

#### ア 東京都教育委員会は、令和5年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

#### イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。

＜参考資料＞－ 1

令和4年度の採択方針（答申）

令和4年4月21日

東京都教育委員会 殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 横口 豊 隆

### 教科書の採択方針について（答申）

令和4年4月21日付で諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について、下記のとおり答申します。

記

#### 1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、令和5年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するよう指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

#### 2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

##### (1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

## （2）中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

## （3）都立の義務教育諸学校で使用する教科書

### ア 都立小学校で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立小学校で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、小中高一貫教育の特色及び学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

### イ 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

### ウ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

## （4）学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

ア 東京都教育委員会は、令和4年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。